

## 志學館大学教員選考規程

(目 的)

第1条 この規程は、志學館大学教員の採用及び昇任に係る選考に関し必要な事項を定める。

(選考の方法)

第2条 選考に当たっては、任用又は昇任しようとする者の人物、学歴、職歴、研究教育上の業績若しくは能力、及び学会・社会等における活動等を考慮し、次条から第7条に定める資格を有する者のうちから選考するものとする。

(教授の資格)

第3条 教授は次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められた者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授は次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）がある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第5条 講師は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第6条 助教は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者  
（助手の資格）

第7条 助手は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者  
（特任教員の資格）

第8条 特任教員の資格については、この規程を準用する。

（非常勤教員の資格）

第9条 非常勤教員の資格については、この規程を準用する。

（規程の改正）

第10条 この規程の改正は、運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 非常勤の教員の選考については、この基準を準用する。
- 2 この基準は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年9月29日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成13年11月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年11月30日から施行する。
- 2 この規程施行日以前に定められていた「志學館大学教員選考基準」は、廃止する。
- 3 この規程の施行前に志學館大学教員選考基準により選考された者については、この規程により資格審査を受けたものとみなす。